

子育て世帯のための 共同住宅を募集

市では、空き住戸を子育て世帯に転貸する「小樽市既存借上住宅制度」を実施しています。今回は、空き住戸を貸していただける事業者の募集についてお知らせします。



市営住宅として空き住戸を活用

市では、子育て世帯がより少ない負担で利便性の高い市街地に住めるよう、民間事業者等（オーナー）が有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げ、転貸する制度（小樽市既存借上住宅制度）を実施しています。

借り上げ期間中は、毎月の賃料を市からオーナーに支払うほか、借り上げ期間満了時には、必要な修繕を行い、借り上げた住宅を返還します。

募集する住宅の条件は下の表のとおりで、応募期間は4月1日(月)～6月3日(月)です。申請方法や詳細な条件については、ホームページをご覧ください。建築住宅課までお問い合わせください。

◆お問い合わせは、**建築住宅課** ☎4111内線354、FAX 4554 へどうぞ。

募集する住宅の条件

おおむねの募集エリア	【西側】錦町、色内【東側】若竹町【南側】稲穂、富岡、緑、入船、松ヶ枝、奥沢1～2丁目、真栄1丁目、潮見台1丁目で囲まれる範囲
住宅の単位	1棟全戸またはフロア単位（3戸以上）
募集予定戸数	おおむね10戸程度
建物の建築年	木造は平成16年以降、鉄骨造は平成6年以降、鉄筋コンクリート造は昭和44年以降に建築した建物が対象 ※昭和56年6月1日以前に建築した鉄筋コンクリート造の建物は、耐震基準を満たすことが確認できる書類が必要です。
型別・床面積	2LDKまたは2DK・1住戸50㎡以上80㎡以下 (原則同一の型別・床面積であること)
※別途、借り上げるための整備基準を満たす必要があります。 ※応募締め切り日時点で空室であり、修繕等が完了していることが条件です。 ※借り上げ料は、オーナーの希望額や、法に基づき計算された近傍家賃を勘案して、市が決定します。	

中小企業の設備投資支援策を ご案内します！

市では、生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた中小企業の設備投資を支援していますので、その概要についてお知らせします。



○先端設備等導入計画

中小企業者が設備投資を通じ労働生産性の向上を図るための計画です。

対象 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

申請先 小樽市（産業港湾部産業振興課）
※設備を取得する時期については、活用する制度等により十分確認してください。

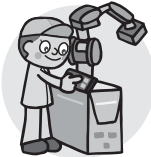
○固定資産税の特例

一定要件を満たし認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、平成33年3月31日までに取得した機械装置などに係る固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。ただし、最低取得価額や販売開始時期などの条件があります。

対象 資本金1億円以下の法人、従業員数千人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）

○国の平成30年度補正予算ものづくり・ 商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するもので、公募期間は平成31年5月8日(火)（消印有効）までとなっています。



小樽市において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日以降に新たに申請し、認定を受けた（変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であることが必要）場合、2分の1以内の補助率が3分の2以内にかさ上げされるとともに、審査においても加点を行うこととされています。

◆お問い合わせは、産業振興課 ☎4111内線263、FAX 7432 へどうぞ。